

BSE対策に関する調査結果(平成18年2月末現在)

平成 1 8 年 6 月

厚生労働省食品安全部

1 調査の趣旨

SRM除去の徹底については、食品安全委員会が平成17年5月にとりまとめたBSE国内対策の見直しに関する食品健康影響評価の結果において、「SRM管理に関する施策の遵守状況と適切なSRM汚染防止方法の実施状況を確認するため、と畜場における実態調査を定期的には実施することはリスク回避に有効である。」とされている。

と畜場においては、と畜検査員が常駐して監督する下、と畜場側の衛生管理責任者及び作業衛生責任者の管理下で、日々、SRMの除去、廃棄及び焼却が行われているが、上記指摘を踏まえ、SRM管理に関する法令及び関係通知の遵守状況を確認するため、と畜場におけるSRM管理の実態調査を定期的に行うこととし、スタンニングの方法、ピッシングの有無、SRMの除去・焼却を行う際の標準的な作業手順及び確認方法を記載した文書及び実施記録の作成状況、背割り前のせき髄除去の有無、SRMの焼却方法、背割り後のせき髄の除去方法、枝肉の洗浄方法などについて定期的に調査を行うこととしたものである。

2 調査結果

1 調査対象施設	H18年2月末現在	H17年9月末現在
牛のとさつを行っていると畜場数	161施設	161施設
2 通常の牛のスタンニング方法		
(1)スタンガン(とさつ銃)を使用していると畜場数	150施設	150施設
① 弾の先が頭蓋腔内に入るもの	148施設	148施設
② 弾の先が頭蓋腔内に入らないもの	2施設	2施設
(2)と畜ハンマーを使用していると畜場数	25施設	26施設
その内、スタンガンと併用している施設	15施設	15施設
(3)圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場数	0施設	0施設
3 牛のとさつ時のピッシングについて		
(1)ピッシングを行っていると畜場数	82施設	93施設
① 全頭～ほぼ全頭について行っていると畜場	64施設	72施設
② とさつする牛の状態、出荷者等により行ったり、行わなかったりと畜場数	13施設	16施設
③ ほとんど行わないが、稀に行っていると畜場	5施設	5施設
(2)ピッシングを行っていないと畜場数	79施設	68施設
4 牛の背割りによるせき髄片の飛散防止について		
※背割りを行っていないと畜場数	6施設	6施設
(1)基本的事項		
① 鋸の歯を洗浄しながら切断し、せき髄片を回収して		

いる	155施設	153施設
② 回収したせき髄片を焼却している	155施設	155施設
③ 背割鋸は一頭毎に十分に洗浄消毒している	155施設	154施設
④ 背割り後、せき柱中のせき髄を金属性器具を用いて除去している	155施設	154施設
⑤ 除去後、高圧水により洗浄している	154施設	154施設
⑥ と畜検査員が枝肉へのせき髄片の付着が無いことを確認している	155施設	155施設
(2) (1)の基本的事項以外の飛散防止措置を講じていると畜場数	144施設	144施設
① 背割りを行っていないと畜場数	6施設	6施設
② 背割りを正中線からずらしている	11施設	21施設
③ 背割り前にせき髄吸引機等を用いた除去を行っている	131施設	129施設
5 牛の特定部位の焼却について		
(1)と畜場内の施設で焼却している	72施設	73施設
(2)産業廃棄物処理業者に委託し焼却している	30施設	28施設
(3)市町村等の産業廃棄物処理施設で焼却している	21施設	21施設
(4)専用の化製場で肉骨粉等にしてから焼却している	49施設	47施設
(5)専用の化製場以外の化製場で肉骨粉等にしてから焼却している	2施設	2施設
6 めん羊及び山羊のSRMの取扱いについて		
(1)平成14年4月1日以降、12ヶ月齢以上のめん羊及び山羊をとさつしたと畜場数	56施設	52施設
(2)めん羊及び山羊のSRMの焼却について		
① と畜場内の施設で焼却している	34施設	35施設
② 産業廃棄物処理業者に委託し焼却している	7施設	8施設
③ 市町村等の産業廃棄物処理施設で焼却している	11施設	13施設
④ 専用の化製場で肉骨粉等にしてから焼却している	13施設	14施設
7 SRMに係るSSOPの作成について		
牛又はめん羊をとさつした施設数	166施設	166施設
①SSOPは作成済みである	166施設	164施設
②SSOPが作成されていない	0施設	2施設

(注1)

「4 牛の背割りによるせき髄片の飛散防止について」の基本事項の一部に対応していなかったと畜場は1施設あったが、3月末以降に対応を完了している。

ピッシングに関する実態調査結果について

平成18年6月

厚生労働省食品安全部

1 調査の趣旨

ピッシングについては、これにより破壊された脳及びせき髄組織が血液循環を介して枝肉を汚染する可能性が指摘されており、また、「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」(平成17年5月6日内閣府食品安全委員会)において、「食肉のBSEリスクをさらに低減させるため、ピッシングの中止に向けて、具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある。」とされている。

厚生労働省としては、従来から食肉の安全性の確保と従事者の安全確保の両立に配慮しつつ、廃止に向けて取り組んでいるところであり、昨年11月には、3年間のと畜場毎の対応方針を公表したところである。

今般、各自治体を通じて平成18年2月末現在の対応状況を調査したところ、その結果は以下のとおり。

2 調査結果(平成18年2月末現在)

(1)ピッシング中止施設数

	中止している施設	中止していない施設	合計
平成16年10月末時点	45(28%)	115(72%)	160
平成17年9月末時点	68(42%)	93(58%)	161
平成18年2月末時点	79(49%)	82(51%)	161

○ 中止していない82施設におけるピッシング中止予定

(内訳)	・ H17年度末までに対応完了予定	2 施設(注)
	・ H18年度中に対応完了予定	17 施設
	・ H19年度中に対応完了予定	54 施設
	・ H20年度中に対応完了予定	9 施設

(注)平成17年度末までに対応を完了している。

(2)各自治体毎の対応

	完全に中止をしている自治体	一部の施設が中止している自治体	ピッシングを中止していない自治体	合計
平成16年10月末時点	7(9%)	17(22%)	52(68%)	76
平成17年9月末時点	17(22%)	18(24%)	41(54%)	76
平成18年2月末時点	22(29%)	18(24%)	36(47%)	76

○ 全ての施設でピッシングを中止している22自治体(カッコ内は管轄する施設数)

宮崎県(6)	山口県(5)	青森県(4)	三重県(4)	群馬県(2)
岡山県(2)	愛媛県(2)	函館市(1)	宮城県(1)	秋田県(1)
秋田市(1)	宇都宮市(1)	山梨県(1)	浜松市(1)	名古屋市(1)
岐阜市(1)	広島県(1)	鳥取県(1)	島根県(1)	佐賀県(1)
熊本市(1)	鹿児島市(1)			

○ 一部の施設でピッシングを中止している18自治体(中止施設数/全施設数)

鹿児島県(8/13)	北海道(3/10)	東京都(3/4)	兵庫県(3/4)	岐阜県(3/4)
山形県(2/3)	千葉県(2/4)	長野県(2/4)	長崎県(2/3)	熊本県(2/3)
沖縄県(2/5)	岩手県(1/2)	栃木県(1/3)	埼玉県(1/4)	静岡県(1/2)
徳島県(1/4)	福岡県(1/3)	大分県(1/2)		

3 今後のピッシング中止頭数(推計)

	ピッシングを実施している施設数	ピッシングを実施していない施設数	ピッシングを実施していない施設の割合	ピッシングを実施していない牛のと畜頭数の割合
平成16年10月末時点	116	45	28%	18%
平成17年9月末時点	93	68	42%	28%
平成18年2月末時点	82	79	49%	32%
平成17年度末時点	80	81	50%	33%
平成18年度末時点(予定)	63	98	61%	48%
平成19年度末時点(予定)	9	152	94%	95%
平成20年度末時点(予定)	0	161	100%	100%

※ 頭数は平成17年度のと畜頭数(約122万頭)をもとに推計